

インフォカナル
町公式 LINE・@ InfoCanal

登録者募集中！！

町公式 LINE では、イベント情報を随時配信するとともに、緊急時等のお知らせもいち早く配信しております。

また、防災情報アプリ@ InfoCanal では、災害発生時において正確な情報を迅速に通知します。

下記の二次元バーコードを読み取り、ぜひご登録ください。



町公式 LINE ▲



(AppStore 用)



(Pay ストア用)

防災情報アプリ@ InfoCanal ▲

「困ったら一人で悩まず行政相談」

行政相談委員は地域住民の相談相手として、行政サービスに関する苦情・意見要望、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、相談者と関係行政機関等との間に立ち、問題解決が図られるよう働きかける活動をしています。

※相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

● 定例相談日 11月27日(木)

午後1時30分～3時30分

● どこで 中央公民館

2階会議室A

《行政相談委員》



大村奈保子さん
(☎85-2085)



田中恵治さん
(☎85-4120)

【問い合わせ】

総務省山形行政監視行政相談センター

☎ 023-632-3113

町民課くらし環境係

☎ 85-6131

見て、触れて、味わって。白鷹町の「もったいない」を「ありがとう」に変える日ー

白鷹町環境フェア 2025

場所：白鷹町文化交流センターあゆーむ

令和7年

12/6 土

10:00 ~ 15:00

体験ブース盛りだくさん！

■地産地消・食の回廊

シフォンケーキ、ブラックバス肥料の野菜など、おいしいものが集まるマーケット！

■ワークショップ

新聞紙バッグ作りや、海ごみを利用したレインスティック作り！

■リサイクル ECO 市

懐かしい古道具が並ぶフリマ、フードライブ、使用済みカイロ回収、ストーブ無料修理！

目玉企画！

スタンプラリーに挑戦

特賞：つや姫の新米

5kg

会場をまわってスタンプを集めたら、豪華景品が当たる三角くじに挑戦！空くじなし！何が当たるかは運次第♪

ご来場の際はエコバッグを持参ください

主催：白鷹町美しい郷づくり推進会議

協力：美しい山形・最上川フォーラム、白鷹町ごみゼロの日実行委員会、環境ネットやまがた

後援：白鷹町、白鷹町教育委員会、白鷹町衛生組合連合会、白鷹町女性の会

【問い合わせ】町民課くらし環境係 ☎ 85-6131

■要介護（要支援）認定を受けていらっしゃる方へ 税申告用認定書について

所得税および町県民税の年末調整や確定申告の際に提出する「障害者控除」および「特別障害者控除」用の認定書を交付します。認定書は、令和7年分の所得税、令和8年度分の住民税の申告にのみ使用できます。

●対象 昭和36年1月1日以前に生まれた方で、令和7年12月31日現在（令和7年中に亡くなられた方については亡くなられた日現在）要介護または要支援認定を受けており、

障がい程度が一定以上の方。

※認定基準など、詳しいことは地域生活支援係へお問い合わせください（町ホームページにも記載しています）。

※障害者手帳などで控除を受けられる方は、申請の必要がありません。

【申請・問い合わせ】

健康福祉課地域生活支援係

☎ 86-0213



■人権なんでも相談所を開設します

人権相談委員が、夫婦・家族間のいざこざ、高齢者・子どもの虐待、相続問題などのさまざまな問題について、皆さんからの相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

※女性の場合は、女性相談委員が相談を受けることもできます。

●いつ 12月5日（金）

午前9時30分から11時30分
●どこで 中央公民館会議室
A・B

【問い合わせ】

町民課くらし環境係

☎ 85-6131



農地の無断転用は法律違反です

■農地転用とは

農地を農地以外の用途で使用する事です。転用する場合は、原則として農地法の許可が必要です。

農地以外の用途とは…住宅や工場等の建物敷地、資材置場、建設残土捨場、駐車場など一時的な転用にも許可が必要です。

■許可を受けずに転用すると

違反転用となり、県や農業委員会からの是正指導があります。それらに従わない場合は、工事中止の勧告や原状回復等の命令、罰則が適用になる場合があります。

罰則…3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

■許可を受けるには

農地法第4条の許可（農地所有者と転用者が同一の場合）、または農地法第5条（農地所有者と転用者が異なる場合）の許可が必要となりますので、白鷹町農業委員会に農地転用許可申請書（山形県知事宛）を提出してください。申請書の様式は、山形県または白鷹町のホームページからダウンロードできます。※転用しようとする農地が「地域計画」「農業振興地域整備計画」に位置付けられている場合は、先にそれらの除外の手続きが必要となります。一定の期間を要しますので農地転用を予定される場合はお早めにご相談ください。

【問い合わせ】農地転用について…農業委員会事務局 ☎ 85-6128

地域計画、農業振興地域整備計画について…農政課農業振興係 ☎ 85-6107